

改定案了承 生活援助 効率化 介護報酬 医療と連携強化

厚生労働省は 26 日、2018 年度に改定する介護保険サービスの公定価格「介護報酬」の案を社会保障審議会分科会に示し、了承された。高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らせるように、介護と医療の連携や、リハビリなどによる自立支援を重視したのが特徴。一方、団塊世代全員が 75 歳以上になる 2025 年に向けて費用の無駄を省き、人材を有効活用するためサービスの効率化も目指した。

柱となる医療との連携では、**高齢者が最期まで自宅で暮らせる体制づくり**を目指す。高齢者の入退院時に病院と情報共有したケアマネジャーの報酬を充実させたほか、自宅での看取りに力を入れる訪問看護事業者の報酬も増やした。

また、医療の必要性が高い入所者に対応できるように、特別養護老人ホーム（特養）で深夜や早朝の緊急時に医師が訪問した場合も報酬を加算する。

このほか、高齢者の自立支援や重度化防止に熱心な事業者を増やすため、リハビリ専門職と連携する特養や訪問看護事業者の報酬を上げる。デイサービスでは、利益率の高い大規模事業者の報酬を下げるが、リハビリなどで心身機能が維持、改善した利用者が多い事業者には加算する。

訪問介護のうち、ヘルパーが掃除や調理などを行う「生活援助」については効率化する。ヘルパー養成研修を現在の 130 時間以上から 60 時間程度に短縮。資格要件を緩和して、元気なシニア層など多様な人材の参入を促す。介護に携わる人の裾野を広げ、介護福祉士など専門性の高い人には、身体介護や認知症ケアを重点的に担ってもらうためだ。

一方、生活援助の報酬は少し引き下げる。これに伴う利用者負担の変化は、サービスの組み合わせによって様々だが、45 分の生活援助だけを週 2 回利用した場合の基本料金は、自己負担が 1 割の人の場合、月 2,025 円から 2,007 円に下がる。10 月からは、無駄なサービスを減らすため、生活援助を頻繁に利用する場合に市区町村からケアプラン（介護計画書）のチェックを受ける。

このほか、特養で介護ロボットを活用し、夜勤職員の負担軽減を図る。

改定を巡っては、人手不足で人件費が高くなり、介護事業者の経営が悪化している為、昨年末に**全体で 0.54%の引き下げ**が決まった。これを受け厚労省は、訪問介護や特養などサービスごとに事業者が受け取る報酬額を検討していた。今回の改定について分科会

の委員からは、高齢化で介護費用が増えていく中、全体的に効率化が不十分だとの意見も上がった。

今回の介護報酬改定のポイント

2018年度は介護報酬と、医療機関が受け取る診療報酬の同時改定の時期にあたる。2月にまとまる予定の診療報酬でも、介護との連携強化が図られる見通しだ。

- ◆ 全体を 0.54% 引き上げ
- ◆ 医療との連携強化
- ◆ リハビリ専門職との連携など自立支援を促進
- ◆ 生活援助サービスの効率化
- ◆ 特別養護老人ホームの報酬引き下げ
- ◆ 大規模なデイサービスの報酬引き下げ

平成 30 年 1 月 27 日 読売新聞より転載

札幌市、今秋に新制度導入 はりやマッサージ 65 歳以上を助成へ

札幌市は新年度から、65 歳以上の市民を対象に、はり・きゅうやマッサージの施術費を助成する方針を決めた。健康保険を使わない施術に対し一定額を助成する。国民健康保険加入者向けの現行制度を見直し、高齢者に限定して対象を全市民に広げる。

現行制度は、国保加入者が病気やけがの治療のため、市指定の治療院（約 300 施設）で健康保険を使わずに施術を受けると、1 回あたり 3,000 円の施術料のうち 1,600 円を助成する。医師がはり・きゅうやマッサージの必要性を認めた上で、半年間で最大 45 回の助成が受けられる。昨年度は約 1,600 人が利用し、助成総額は約 5,000 万円に上った。

現行の国保加入者向けの助成の新規受け付けは 3 月末で終了し、**今秋から新制度に移行する方針。**今後、業界団体などと協議するなどして、新たな助成額や利用できる回数などを決める。従来は助成が受けられる 64 歳以下の国保加入者は対象外となるが、新制度の対象者は後期高齢者も加わるため、現在より大幅に増える見込み。市は新年度予算に 2017 年度予算額の半年分に当たる約 2,500 万円を計上する。

制度は 1962 年創設。当時、はり・きゅうなどの保険適用は神経痛とリウマチに限られ、他の病気やけがで施術を受ける加入者の負担軽減を図る狙いがあったが、保険が使える病気やけがの範囲が拡大し、市は一定の役割を果たしたとみる。2018 年度から国保の運営主体が市町村から都道府県に移管されるのを機に、高齢者の健康維持に役立ててもらおうと制度を見直すことにした。

平成 30 年 1 月 31 日 北海道新聞より転載

声や話し方 心眼で治療

第5支部 五健リフレッシュ治療院

院長 五ノ井 勝美 先生

「笑顔は健康のバロメーター、健康は最大のファッション」がモットー。南一条通と創成川通の交差点の一角に立つビルの9階に「五健リフレッシュ治療院」があります。

院長の五ノ井勝美さんは「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゅう師」三つの国家資格を持ち、指圧、マッサージ、はりを駆使して、ぎっくり腰や捻挫などの急性症、肩こり、腰痛、不眠などの慢性症、交通事故などによる後遺症などを治療しています。

「私は目が見えません。治療に来られた方の声や話し方で体調を判断し、体に触れて、骨格や内臓のトラブルを見落とさないように治療していきます」

根室管内別海町生まれ。視力は子どものころから徐々に弱ってきたそうです。酪農大学大（江別市）を卒業し、一般企業に勤務しましたが、ついに視力を失い、国立函館視力障害センターに入学。資格を取って治療院を開業しました。今年4月で25周年を迎えます。

数年前まで長年、業界団体「北海道鍼灸柔整マッサージ師会」の理事も務めてきました。力を入れてきたのは啓発活動。「マッサージは本来、あん摩マッサージ指圧師の資格がないとできません。消費者庁によると、『整体』『カイロプラクティック』『リラクゼーションマッサージ』などの法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術で、多数の事故が発生しています。治療を受ける方は、最初にまず『国家資格を持っていますか』と聞いてください」と呼びかけています。



北極星紙面で

治療院を紹介してみませんか??

- 治療院の外観・内観の写真
- スタッフ紹介
- 治療でのこだわり などなど…



気になる方は北鍼協事務局まで
お問い合わせください♪

今月のお歌

第 13 支部 室蘭市
西江 須美先生より

● 穏やかな 新年なれど最近の 気象の変化を 愁う心よ

毎年のように、異常気象と言われて過ごしていますが、今年の幕開けは本当に暖かいお正月でした。

年間通して穏やか日ばかりではありませんが、なるべく心平穏に保ちたいと思います。
まあ相手のあることですから、こればかりはなんともしがたいことではあります。



● 穏やかな 日々の暮らしを恙^{つつが}無く

過ごせしことを 静かに願う



発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南 1 条西 13 丁目 317-3 フォenix南 1 条ビル 3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinkyo.jp/>